

令和6年度リスキリング人材育成事業 応募規約

第1条（総則）

1. この規約（以下「本規約」といいます。）は、本社又は商業登記された事業所が神奈川県内に所在する中小企業（中小企業基本法第2条及び中小企業支援法施行令第1条に定める中小企業（別紙）を示し、以下も同様とします。）を対象に神奈川県が実施する令和6年度リスキリング人材育成事業（以下「本事業」という。）の参加条件を定めています。本事業に参加する中小企業（以下「参加企業」という。）及び本事業に参加する参加企業の従業員（以下「参加者」という。）は、本規約に同意いただいた上で、本事業に参加してください。
2. 本事業の一環として提供されるサービスに個別の利用規約、注意事項又はルール（以下総称して「個別規約」という。）が存在する場合、当該サービスには個別規約が適用されます。ただし、個別規約が存在する場合でも、本規約は個別規約に優先して適用されるものとします。
3. 神奈川県が必要と認める場合、本事業の目的の範囲内で、事前の予告なく本規約を変更する場合があります。その場合において、変更後の本規約の内容及び効力発生日を参加企業及び参加者に周知します。

第2条（本事業の内容）

1. 本事業は、参加企業のリスキリング人材の育成を支援することを目的とし、2024年8月から2025年2月までの期間（以下「提供期間」という。）において、オンラインで提供するものとします。また、神奈川県は、参加者について、DXスキルを測定した上で、面談を行って学習計画案を提示し、参加者による本事業が提供するコンテンツを用いた学習の後、学習の効果測定及び本事業終了後の学習アドバイスをを行うものとし、以下の4コースをそれぞれ提供します。
 - ① 業務効率化コース
 - ② データを活用した営業力向上コース
 - ③ 集客・販路拡大コース
 - ④ 経営戦略コース
2. 本事業は、提供期間中において、各参加者に60時間程度の学習時間を確保いただくことを想定しています。参加者が本事業の参加に充てる時間の勤怠上の取り扱いについては、参加企業にて事前に方針を定めた上で、応募してください。
3. 神奈川県は、本事業の運営を、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「運営企業」という。）に委託します。本事業の一環として提供される個々のサービスは、県民の責任の下、運営企業及び運営企業から各サービスの提供を受託した企業（以下「受託

企業」という。)又は神奈川県とサービスの提供にかかる契約を締結した企業(以下受託企業と総称して「受託企業等」という。)により提供されます。

4. 神奈川県は、本事業のパンフレット、ホームページ等において参加企業名や事業成果等について必要があると認めるときは公表する場合があります。また、円滑な事業運営のため参加企業は、神奈川県(運営企業、受託企業等含む。)の求めに対し、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供に協力するものとします。

また、参加企業には、本事業の終了後、本事業に関する取材への協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承の上で、応募してください。

第3条(費用負担等)

1. 本事業の参加費用は無料としますが、本事業に参加するために必要となるパソコン、タブレット等の情報端末、Webカメラ、マイク及びネットワーク環境は参加者の負担で準備していただきます。推奨される情報端末のスペック及びネットワーク環境は[こちら](#)を確認してください。なお、特別な事情により、情報端末が準備できない場合は、応募時にその旨を登録してください。

2. 本事業の参加に当たっては、ツールとして次のもの(以下総称して「指定ツール」という。)を想定しています。指定ツールの詳細は合格者向け説明会等にてお知らせします。

- ・LINE WORKS 株式会社が提供する企業向けのクラウド型ビジネスチャット「LINE WORKS」

- ・米国法人 Zoom Video communications, Inc.が提供する「Zoom」

- ・米国法人 Google Inc.が提供する「Google Workspace」

- ・株式会社 RECEPTIONIST 社が提供する「調整アポ」等の予定調整ツール等

- ・日本マイクロソフト株式会社が提供する「Excel」「PowerPoint」「Teams」

神奈川県、運営企業及び受託企業等は、指定ツールを利用することにより情報端末に生じた不具合等について、一切の責任を負いかねますのであらかじめ御了承ください。

第4条(応募及び選考)

1. 本事業に参加を希望する企業(以下「参加希望企業」という。)は、本規約の内容を確認の上、本事業の Web サイトより、参加希望のコース、参加希望企業及び参加希望企業の参加希望者(以下「参加希望者」という。)の情報(氏名、電話番号及びメールアドレス)、その他所定の事項を登録し、本事業への参加に応募してください。本事業の参加応募は法人単位で、参加者は1社当たり原則3名となります。同一人物が複数企業から応募することはできません。参加企業は、参加者に本規約、個別規約並びに本事業に関する神奈川県、運営企業及び受託企業等の指示を遵守させるものとします。

2. 本事業には、コースごとに定員が定められていますので、応募多数の場合、神奈川県は、応募時に登録していただいた内容を基に参加企業を選考します。選考結果は、合否にかかわらず、応募時に登録していただいた参加希望企業の担当者のメールアドレス宛にお知らせします。神奈川県、運営企業及び受託企業等は、選考に関するお問合せはお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

第5条（DX スキル診断、面談及び学習プラン案の提供）

1. 提供期間開始後、参加者には株式会社エクサウィザーズが提供する DX スキル診断「デジタルイノベーターアセスメント（DIA）（以下「DX スキル診断」という。）」を受検していただきます。運営企業から受検方法を各参加者に案内しますので、参加者は、案内した期限まで DX スキル診断の受検を完了してください。なお、DX スキル診断に関して適用される規約は[こちら](#)より確認してください。また、DX スキル診断に合わせて学習の効果測定を目的としたアンケートを実施しますので、運営企業からの案内に従い回答してください。
2. DX スキル診断を受検後、学習伴走者であるラーニングパートナーとの初回面談にて学習計画書の作成を実施します。プログラム期間中の学習計画に活用してください。面談時にラーニングパートナーにお伝えいただいた参加企業及び参加者の情報は、秘密情報として取り扱われますが、参加企業の責任においてお伝えいただく情報の内容及び範囲を判断してください。

第6条（学習コンテンツの提供、及び学習進捗の確認）

1. 参加者には、提供期間を通じて、米国法人 Udemy, Inc.（以下「Udemy 社」という。）が提供するオンライン学習プラットフォーム Udemy Business（以下「Udemy Business」という。）における各講座を受講していただきます。Udemy Business の受講に適用される規約は[こちら](#)を確認してください。
2. 運営企業は、参加者のメールアドレスを新たに作成し、そのアドレスを用いて参加者の Udemy Business のアカウントを作成します。アカウントのユーザー名は参加者が本事業の登録時に入力したニックネームとします。
3. Udemy Business の受講に当たっては、Udemy 社は参加者の Udemy Business の学習データ等を取得します。Udemy 社のプライバシーポリシーについては、[こちら](#)をご確認ください。Udemy 社の所在する米国カリフォルニア州における個人情報保護制度については、[こちら](#)を確認してください。
4. 参加者には、DX 講習提供期間を通じて、ラーニングパートナーによる一定回数の学習進捗面談の機会を提供します。面談時に伝えていただいた参加企業及び参加者の情報は、秘密情報として取り扱われますが、参加企業の責任においてお伝えいただく情報の内容及び範囲を判断してください。

5. 参加者には、DX 講習提供期間を通じて、各コース全 6 回のオンライン講義形式の実践ゼミの機会を提供します。実践ゼミには参加者からの課題の提出も含まれます。本事業の実践ゼミは他自治体事業との合同での開催となります。参加者の情報が直接他の参加者に開示されることはありませんが、より広汎な学びあいの機会提供のため、好事例となる実践ゼミの課題については、実践ゼミの講義上で講師が取り上げることがあります。提出する課題に関しては、他参加者へ共有が行われる可能性があるものとし、参加企業の責任において記載する情報の内容及び範囲及びを判断してください。

第 7 条（運営企業による参加状況の確認）

運営企業は、応募時に登録していただいた情報をもとに、参加者による指定ツールの利用状況、Udemy Business の学習状況を確認し、必要に応じて、参加者に効果的な学習を支援するための連絡を行うことがあります。

第 8 条（効果測定）

1. DX 講習提供期間の終盤若しくは終了後に、学習の効果測定のため、各参加者に DX スキル診断を再度受検していただきます。各参加者は、運営企業からの案内に従って、案内した期限まで DX スキル診断の受検を完了してください。また、初回の DX スキル診断と同様に、DX スキル診断に合わせて学習の効果測定を目的としたアンケートを実施しますので、運営企業からの案内に従い回答してください。

第 9 条（ID 及びパスワードの管理）

1. 本事業に関する ID 及びパスワードは、第三者にこれらを利用されないよう参加者の責任で管理してください。ID 及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできません。
2. 神奈川県、運営企業又は受託企業等は、参加者の ID 及びパスワードの組み合わせが登録情報と一致していることをもって、参加者本人による利用があったものとみなします。神奈川県、運営企業又は受託企業等のいずれの責に帰すべき事由によらないなりすまし等により、ID 又はパスワードを参加者以外の第三者が利用したことにより生じた損害について、神奈川県、運営企業及び受託企業等は、一切の責任を負いません。

第 10 条（禁止事項）

1. 参加企業及び参加者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。
 - （1）本事業を本来の目的以外に利用する行為
 - （2）応募時に登録いただいた参加者以外を本事業に参加させる行為
 - （3）本事業に関する ID 及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、提供、名義変更、売買等する行為

- (4) 他の参加者の個人情報を収集する行為
 - (5) 自己や他者の個人情報を本事業が予定する範囲を超えて公表することや、本事業の関係者等に送信する行為
 - (6) 神奈川県、運営企業又は受託企業等の指示に従わない行為
 - (7) 他の参加者又は講師に対し、本事業と関係のない勧誘、営業行為、私的な連絡等の行為
 - (8) 講座の詳細内容やプログラム構築内容等、プログラムに関わる情報を神奈川県の許可なく、SNS等で発信する行為
 - (9) その他本規約又は個別規約に違反する行為
 - (10) その他本事業の運営を妨害し又は妨害するおそれのある行為
 - (11) その他法令、公序良俗に反する行為
2. 参加企業又は参加者が前項に掲げる禁止行為を行ったと認められる場合、神奈川県、運営企業又は受託企業等は、当該行為を行った参加企業または参加者に対する、本事業の全部又は一部の提供停止、その他の措置を講じることができ、参加企業は、当該行為により神奈川県、運営企業又は受託企業等に生じた損害を賠償する必要があります。

第 11 条（秘密情報の取り扱い）

1. 神奈川県は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）その他関連する法令等を遵守します。管理責任者の基で厳重なセキュリティ対策を施し、適正に秘密情報（個人情報を含みます。以下同じです。）を管理し、本事業の目的の達成のために必要な範囲以外では取り扱いしません。
2. 運営企業及び受託企業等は、本事業に関連して知り得た参加企業の秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって保持し、本事業以外の目的に使用せず、本事業の終了後、直ちに削除します。
3. 前二項にかかわらず、神奈川県、運営企業及び受託企業等は、本事業を通じて参加企業又は参加者から提供を受けた DX スキル診断や Udemy Business、アンケート調査等のデータについて、事業終了後も、個人情報を削除する等の個人が特定できない変更を講じた上で、統計データとしてサービス改善や研究・開発を目的として利用することがあります。

第 12 条（個人情報・個人関連情報の取り扱い）

1. 神奈川県は、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守します。管理責任者の基で厳重なセキュリティ対策を施し、適正に個人情報を管理し、本事業の目的の達成のために必要な範囲以外では取り扱いしません。
2. 運営企業及び受託企業等は、本事業に関連して提供を受けた参加者の個人情報を、個人情報保護法律、本規約、個別規約及び応募時に提示した「個人情報の取り扱いについ

て」に基づき取り扱い、前条第 3 項のデータ及び各サービスの利用に際し参加者に利用目的を明示した上で利用にあらかじめ同意いただいたデータを除き、本事業の提供の全てが終了した後、削除するものとします。

3. 第 10 条 第 1 項第 5 号に違反し、参加者が自己や他者の個人情報为本事業が予定する範囲を超えて公表、本事業の関係者等に送信した場合であっても、神奈川県、運営企業及び受託企業等は一切の責任を負いません。

第 13 条（免責事項）

1. 神奈川県、運営企業及び受託企業等は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃制定、裁判所又は行政庁による命令処分、争議行為、その他の不可抗力若しくは不可抗力に準じた参加企業、参加者、神奈川県、運営企業及び受託企業等のいずれの責にも帰すことのできない事由によって本事業の全部又は一部を提供できないことにつき、一切の責任を負いません。
2. 神奈川県、運営企業及び受託企業等は、本事業及び本事業の一環として提供される各サービスによる学習効果、特定の目的への適合性について、保証いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

第 14 条（準拠法、裁判管轄）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（暴力団の排除）

1. 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、参加企業及び参加者の対象としません。
 - （1）代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に属している場合
 - （2）代表者等が法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である場合
 - （3）法第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画している場合
2. 提供期間中において参加企業が前項各号のいずれかに該当すると判明したときは、本事業の提供を停止します。

(別紙)

以下の業種ごとに定める「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす法人を中小企業者とする。

中小企業者		
業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（以下に掲げる以外の業種）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5, 000 万円以下	100 人以下
小売業	5, 000 万円以下	50 人以下

次の業種においては、以下の「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす法人を中小企業者とする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
②ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
③旅館業	5, 000 万円以下	200 人以下

中小企業基本法上及び政令上の「会社」に該当しない法人※は、主たる業種を上記表に対応させ、要件に該当すれば対象となります。

※ 医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人） 等